



草津市公報

発行日 令和2年2月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 2 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 告 示

公示送達について(介護保険課) 1
 指定管理者の指定について(草津川跡地整備課) 1
 公示送達について(税務課) 1
 指定管理者の指定について(商工観光労政課) 2

◎ 公 告

地区計画の変更案の縦覧について(都市計画課) 2
 草津市農業振興地域整備計画変更案の縦覧について(農林水産課) 3
 草津市市有財産売却処分一般競争入札(総務課) 3
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 6

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について(教育総務課) 7

告示

草津市告示第1号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年1月6日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

平成31年度 第6期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年1月13日に送達があったものとみなす。

平成31年度第6期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	吉田 幸明	草津市回本町(60)番地2 五津町9
2	戸塚 功次	草津市坂口町二丁目6番1-23号 陸荘 207号 内原 伊芳
3	坂口 信也	草津市高野山一丁目15番22号
4	飯原 真子	草津市高野山二丁目5番34号
5	神津 俊雄	草津市高野山二丁目5番34号
6	大川 浩	草津市高野山二丁目14番8号
7	山本 浩	草津市高野山二丁目17番19号 ハイソウ川 103号
8	橋 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
9	中込 三枝	草津市高野山二丁目16番25号
10	野村 雅博	草津市高野山二丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
11	山岡 孝一	草津市高野山二丁目13番15
12	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
13	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
14	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
15	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
16	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
17	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
18	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
19	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
20	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
21	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
22	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
23	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号
24	山本 浩	草津市高野山二丁目9番4号

(令和2年1月6日揭示済み)

草津市告示第2号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する

令和2年1月8日

草津市長 橋川 渉

記

- 1 公の施設 名称 ① 草津川跡地公園（区間2）
② 草津川跡地公園（区間5）
所在地 ① 草津市北山田町3268番地1
② 草津市大路二丁目4番11号

- 2 指定管理者 名称 草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ

代表構成員

住 所 大阪府枚方市伊加賀寿町1番5号

代表者名 京阪園芸株式会社
代表取締役 宮城 和光

構 成 員

住 所 大阪府大阪市中央区南船場一丁目9番1号

代表者名 株式会社E-DESIGN
代表取締役 忽那 裕樹

- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和2年1月8日揭示済み)

草津市告示第3号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226

号) 第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年1月8日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年1月15日に送達があったものとみなす。

市区町村	住所	氏名	郵便番号	電話番号	備考
草津市	野路一丁目1番18号	橋川 渉	520-0101	077-441-1111	
草津市	野路一丁目1番18号	橋川 渉	520-0101	077-441-1111	
草津市	野路一丁目1番18号	橋川 渉	520-0101	077-441-1111	
草津市	野路一丁目1番18号	橋川 渉	520-0101	077-441-1111	

(令和2年1月8日揭示済み)

草津市告示第4号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年草津市条例第2号)第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したの

で、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年1月10日

草津市長 橋川 渉

1 公の施設

名称 草津市立市民交流プラザ
所在地 草津市野路一丁目15番5号

2 指定管理者

名称 ビバ・テルウェル西日本グループ
代表団体 京都府京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地
株式会社ビバ
代表取締役 小森 敏 史
構成団体 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目7番12号
テルウェル西日本株式会社
代表取締役 山本 博 敏

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和2年1月10日揭示済み)

公 告

公 告

地区計画の変更案の縦覧について

地区計画の変更案を作成したので、草津市地区計画等の案の作成手續に関する条例(昭和63年草津市条例第20号)第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和2年1月6日

草津市長 橋川 渉

1 地区計画の種類

都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項第1号 地区計画

2 地区計画の名称

野路西部地区地区計画

3 地区計画の位置および区域

草津市野路町の一部、南草津一丁目の全部、南

草津二丁目の全部、南草津三丁目の全部、南草津四丁目の一部、南草津五丁目の一部

4 縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号
草津市都市計画部都市計画課

5 縦覧期間

令和2年1月7日（火）から令和2年1月20日（月）まで

6 その他

当該地区計画の変更案について、都市計画法第16条第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、草津市長に意見書を提出することができる。

（令和2年1月6日掲示済み）

公 告

草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、草津農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

草津市に住所を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する農業振興地域整備計画の変更案について、草津市に対して意見書を提出することができる。

草津市は、意見書が提出された場合、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により意見書の要旨および当該意見書の処理の結果を公告する。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に草津市に書面にてこれを申し出ることができる。

令和2年1月6日

草津市長 橋川 渉

1 変更する農業振興地域整備計画の名称

草津農業振興地域整備計画

2 変更する理由

経済事情の変動その他情勢の推移

3 縦覧期間

自 令和2年1月6日

至 令和2年2月5日

4 縦覧場所

草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号

5 意見書の提出および異議の申出先

草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号

（令和2年1月6日掲示済み）

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月7日

草津市長 橋川 渉

1 入札に付する売却物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保証金)
01060101	回転本立	ライオン事務機 BS型	1,000円 (100円)
01060102	カセットテープ (UR60,UR120) 20巻	MAXELL UR60,UR120	1,000円 (100円)
01060103	オーディオミキサー (ジャンク品)	Panasonic WR-420A	1,000円 (100円)

01060104	ビデオカセット レコーダー	SIHARP VC-N20	1,000円 (100円)
01060105	SONY テープレコーダー TC-357A	SONY TC-357A	1,000円 (100円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあっては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づ

く指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにヤフー・官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和2年1月7日（火）から令和2年3月4日（水）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和2年1月15日（水）午後1時から令和2年2月4日（火）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録をおこなう。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却

物件』のとおりとする。

- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。

- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

- (1) 日 時 令和2年1月22日(水) 午前10時から
午後3時まで

- (2) 場 所 草津市役所本庁舎 地下1階
(滋賀県草津市草津三丁目13番30号)

- (3) その他 前日午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和2年2月19日(水) 午後1時から
令和2年2月26日(水) 午後1時まで

- (2) 場所 公有財産売却システム上

- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

- (4) 開札日時 令和2年2月26日(水) 午後2時

- (5) 入札確定処理日時 令和2年2月28日(金)
午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札

- (2) 予定価格(最低売却価格)に達しない入札

- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札

- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書(必要な場合のみ)とともに所定の書類を令和2年3月4日(水)午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。

- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。

- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和2年3月11日(水)までに一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。

- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで

- (2) 場所 草津市が指定する場所

- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

- (1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止をまぬがれるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞し

たときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係
電話番号 077-561-2305
FAX番号 077-561-2483
メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和2年1月7日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年1月14日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市下鉤1221番地2（I-201号） メゾンプラシード 木村 裕也	草津市北山田町字高砂2454番 2	468,00㎡	令和2.1.14	1442

(令和2年1月14日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第1号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年1月6日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

1 期 日 令和2年1月29日（水） 午後3時00分

2 場 所 教育委員会室

(令和2年1月6日揭示済み)